

# 重大リスク回避対策チェックリストのご案内



システム企画研修株式会社

**注：P.3、P.4の契約対策がノウハウです。**

## 背景

- ❖ 弊社では、情報サービス業大手S社において、2006年から9年間に亘って、失敗案件を回避するための実戦的研修を実施してまいりました。

合計800人の受講生に自分が参画した案件の失敗事例を持ち寄っていただきその**失敗原因を分析追求**いたしました。

- ❖ その後別の企業で**失敗回避対策の研修**を実施させていただいた際に、その企業の失敗例とそれまでの失敗案件の知見を集大成いたしまして、現在の「**重大リスク回避チェックリスト（対策テンプレート付き）**」を開発いたしました。

- ❖ 本来、このようなリスク回避対策は、各社で制度化した運用すべきもので、当チェックリストは、その検討の際の参考情報として利用いただくことができます。
- ❖ あるいは、各社で制度化された後にも、対策実施の参考にしていただくことも可能です。

## 1. 重大リスク回避対策チェックリストの目的・ねらい（Why）

### 目的

- 1) 情報システム開発に際して遭遇する、開発の失敗（＝納期・品質・コスト面で目標を達成できない）につながるリスク項目を確認する。
- 2) リスクを避けるための対策を知る。

### ねらい

- 1) リスク回避対策を実施し、情報システム開発の成功率を向上させる。
- 2) 情報システム開発者のリスク対応能力を高める。

## 2. 重大リスク回避対策チェックリストの内容（What）

1) 重大リスク回避 チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ サンプルをご参照ください。</li><li>▶ チェックリストは膨大になりますとチェックが形骸化して有効に機能しなくなりますので、重要な項目に絞ることがノウハウです。</li></ul>
2) リスクを回避するための 対策テンプレート	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ サンプルをご参照ください。</li><li>▶ 営業上またはプロジェクト上でとるべきアクションとそれを補完するための契約上の対応策に分けることが現実的です。</li></ul>

## 3. 重大リスク回避対策チェックリストの対象範囲（Where）

- (1) 対象案件の範囲
  - 1) いわゆる業務アプリケーションの範囲とします。
  - 2) 対象案件規模は不問ですが、運用上の適用範囲規制は御社でご決定いただきます。
- (2) 対策の範囲
  - 1) 営業段階の契約対応
  - 2) 開発段階の対応

# 重大リスク回避対策チェックリストのご案内



サンプル

## 重大リスク回避チェックリスト

重大リスク回避チェックリスト				
不備原因	チェック項目	該当 チェック	1次 対策	契約 対策
1.見積り・契約不備	1) 要件定義を含む案件で請負契約を要求されているか？	<input type="checkbox"/>	⇒	⇒
	2) 基本設計(外部設計)を含む案件で請負契約を要求されているか？	<input type="checkbox"/>	⇒	⇒
	3) 契約の対象範囲に関する詳細規定が契約に付けられるようになっているか？	<input type="checkbox"/>	⇒	⇒
	4) 工程別の役割分担が契約上明示されているか？	<input type="checkbox"/>	⇒	⇒
	5) 開発ドキュメント・議事録の承認手続きが決まっているか？	<input type="checkbox"/>	⇒	
	6) 仕様変更の手続きは決まっているか？	<input type="checkbox"/>	⇒	⇒
	7) 開発内容に疑義ある場合の両社の調整・協議の場が設定されているか？	<input type="checkbox"/>	⇒	
	8) 見積りについて有識者のレビューを受けているか？	<input type="checkbox"/>	⇒	なし
2.目的・ねらい不明確	9) RFPまたは要件定義書における当案件開発の「目的・ねらい」が不明確ではないか？	<input type="checkbox"/>	⇒	⇒
3.RFP不備	10) RFPまたは開発要件記述文書(要求仕様書)が存在するか？	<input type="checkbox"/>	⇒	
	11) 要求仕様書には、対象システムに関連する業務と部門が明記されているか？	<input type="checkbox"/>	⇒	
	12) 要求仕様書には開発の「目的・ねらい」が明示されているか？	<input type="checkbox"/>	⇒	
	13) 要求仕様書は構造的・体系的に記述されているか？	<input type="checkbox"/>	⇒	
	14) 要求仕様書には、要求項目に対してその必要性や根拠が十分記載されているか？	<input type="checkbox"/>	⇒	⇒
	15) 要求仕様書の内容は本件の意思決定者が承認しているか？	<input type="checkbox"/>	⇒	
	16) システム再構築案件の場合、現行システムの機能の扱いについて記述があるか？	<input type="checkbox"/>	⇒	
17) システム再構築案件の場合、現行システムに関する信頼できるドキュメントが存在するか？	<input type="checkbox"/>	⇒		
4.要件定義未完了	18) 要件定義が未完了なのに設計工程に入るのではないか？	<input type="checkbox"/>	⇒	⇒

チェックリストの以下省略



サンプル

## 重大リスク回避対策

### 重大リスク回避対策

チェックリストへ

不備原因	チェック項目
1.見積り・契約不備	5) 開発ドキュメント・議事録の承認手続きが決まっているか？
	6) 仕様変更の手続きは決まっているか？
	7) 開発内容に疑義ある場合の両社の調整・協議の場が設定されているか？

### 契約対策

以下の取り決めを行う。

#### (成果物・議事録の承認)

- 1) 契約で定める開発の中間成果物の御社としての承認は両社で定める期日までに行うものとします。期日を過ぎて御社から問題提起のない場合は、その内容が承認されたものとみなし、後続の開発作業を実施します。
- 2) 開発中に両社が参加して行う会議の議事録は、会議開催翌日までに議事録を作成し関係者に回付するものとします。
- 3) 議事録回付から1週間経過して特段の問題提起がない場合はその議事録内容が承認されたものとみなします。

#### (仕様変更の手続き)

「3) 契約の対象範囲に関する詳細規定が契約に付けられるようになっているか？」参照。

#### (開発内容・開発体制・開発計画に関する疑義の協議)

- 1) 開発内容・開発体制・開発計画等について疑義のある場合は、両社のいずれかが発案し以下の代表者が出席する場でその対応を協議するものとします。
  - ・ 御社代表者:
  - ・ 弊社代表者:

#### (案件実施環境の変化への対応)

- 1) 経営環境の変化その他当プロジェクトの実施環境の変化が発生し、既存の計画で開発が進められなくなった場合には、両社のいずれかが発案し以下の代表者が出席する場でその対応を協議するものとします。
  - ・ 御社代表者:
  - ・ 弊社代表者:



## サンプル

## 重大リスク回避対策

不備原因	チェック項目
4.要件定義未完了	18) 要件定義が未完了なのに設計工程に入るのではないか？

### 契約対策

要件定義未了で、開発工程に入る場合、以下の合意文書を交わす。

「今回の開発案件における要件定義としては重要な未決定事項があります。  
しかしながら要件定義工程の期間延長ができませんので、  
以下の前提を両社合意の上で設計工程を開始することにします。」

- 1) 現時点で決定している要件事項
  - ・ 列記する。
- 2) 現時点で未決定の要件事項
  - ・ 列記する。
- 3) 未決定の要件事項は〇〇年月日までに決定するものとします。
- 4) 決定事項・未決定事項を合わせて今回の案件の対象範囲・目的・規模は以下の範囲とします。

範囲	備考
対象業務	列挙
対象部門	列挙
開発目的	それなりに記述
開発規模	画面数、プログラム本数、FP数、等

- 5) 未決定事項の要件が指定の日時に決定しない場合および当システムのスコープ等が4)の記述範囲を超える場合の対応法は、以下の両社の代表者が出席する場で決定するものとします。
  - ・ 御社代表者:
  - ・ 弊社代表者: